

ふじみ野市告示第131号

ふじみ野市グループウェア更新・運用業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するので、下記のとおり公告する。

令和8年4月13日

ふじみ野市長 高 畑



記

1 業務概要

(1) 業務名 ふじみ野市グループウェア更新・運用業務委託

(2) 業務内容

ア ふじみ野市に最適なクラウドグループウェアサービスを選定する。

イ ふじみ野市の要求をヒアリングし、システムを適切に構築する。

ウ 安心安全にシステム運用ができるよう支援する。

(3) 履行期間 契約締結日から令和13年7月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 形態が単体企業であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(6) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載され、この公告の日現在、日本国内に本店又は契約締結権限を有する代理人を置く支店等を有する者であること。

(7) 過去10年間（平成27年度から令和7年度までの期間）に国（公社、公

団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務の受託実績があること。この場合の受託実績については、ふじみ野市と契約権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。

(8) 本業務の実施に当たり、現場責任者及び技術管理者を置くことができる者であること。

(9) 現場責任者及び技術管理者は、本業務と同種又は類似の業務の履行実績を有し、3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

3 プロポーザル提案書の提出者を選定するための基準

(1) 同種又は類似の業務の実績

(2) 配置予定の現場責任者及び技術管理者の資格、経歴、手持ち業務の状況

(3) 当該業務の実施体制

4 プロポーザル提案書の評価基準

(1) 配置予定の現場責任者及び技術管理者の経験及び能力

配置予定の現場責任者及び技術管理者の資格、同種又は類似業務の実績内容、手持ち業務の状況、担当した業務の業務成績

(2) 業務実施方針及び手法

要求水準書(仕様書)の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市 総合政策部情報・統計課デジタル推進係

電話番号 049-261-2611 (代表)

内線 676

049-262-9005 (直通)

ファックス番号 049-267-2981

(2) 要求水準書等の交付について

ア 交付期間 令和8年4月13日(月)から同月24日(金)まで

イ 場所 ふじみ野市ホームページ

ウ 方法 ホームページ上にて公開

(3) 参加表明書の受領について

ア 受領期限 令和8年5月15日(金)午後3時00分

イ 提出場所 総合政策部情報・統計課デジタル推進係

ウ 提出方法 持参又は郵送

(4) プロポーザル提案書の受領について

ア 受領期限 令和8年5月29日(金)午後3時00分

イ 提出場所 総合政策部情報・統計課デジタル推進係

ウ 提出方法 持参

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金
納付する。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
5 (1)に同じ

(5) 入札参加資格者の追加登録

「2 参加資格」について、業務の内容、性質等により、当該業務を履行することが可能な登録業者がない場合又は市長がやむを得ないと認める場合は、「2 参加資格」に規定する者に加え、登録業者と同等の要件を満たしていると認められる者を充てることができるものとする。

(6) 詳細説明

本プロポーザルに係る詳細な説明は、本業務に係るプロポーザル実施要領等にて確認すること。

